

違反是正

はじめに

当本部の記事は、**令和元年8月号**に掲載されている。そこでは、違反処理体制を構築し、革命を起こした前任者の熱き思いと70件存在した重大違反対象物の是正について語られている。

今回は、その熱き想いを受け継ぎ行った無届有料老人ホームの是正事例を紹介する。

管内情勢

当本部は、静岡県の中央部に位置し、構成市は2市(焼津市、藤枝市)、管轄人口は約28万人である。焼津市は水産業のまちとして知られ、マグロ及びカツオは日本屈指の水揚げ量を誇っている。藤枝市はサッカーのまちとして知られ、

令和4年にJ2リーグに昇格したプロサッカーチーム「藤枝MYFC」のホームグラウンドがある。

消防本部の組織

当本部は、1本部、4課、2署、4分署の職員計260名(令和5年4月1日現在)で組織されている。

予防業務体制

当本部の予防業務体制は、本部予防課と、各署の予防担当(当務員)で構成されている。本部予防課は、予防課長以下12名(再任用職員3名含む。)で、消防同意事務や消防用設備等の着工・設置等を担当する予防担当3名、危険物製造所

継承者たちの決意

有料老人ホームの開設に伴い 重大違反を覚知し、早期是正した事例

志太広域事務組合志太消防本部 予防課 消防司令補 白瀧漁太



藤枝MYFCホームグラウンド「藤枝総合運動公園サッカー場」に
サッカーボールモニュメント

等の許認可等を担当する危険物担当2名、私が在籍する違反処理等を担当する指導担当が3名という体制になっている。

査察区分を1種から6種までに分け、各署の査察は、1種から4種まで救急隊を含め実施している。

違反処理の対象となる5種対象物は指導担当で実施しており、公表制度該当対象物又は警告対象となった時点で各署から予防課に移管される。

人事異動

令和3年度に私が予防課へ配属となり、令和4年度の人事異動により、違反処理未経験の係長と、2年目の私と後輩という体制となった。

増えていく重大違反対象物

私たち3人は、違反処理経験はほとんどなく、1件1件に時間を費やし、気が付けば、5種対象物が5件のみであった令和3年から、令和4年には18件、令和5年には21件へと膨れ上がっていった。

【転機1】消防法第5条の3命令

管轄署の情報提供により突如現れた家具販売店舗の避難障害物品存置事案。

屋内階段、防火シャッター下、避難口前に存置された大量の物品に私は言葉を失った。

当本部は過去に一度だけ、消防法第5条の3の命令を執行したことがあるものの、組織として定着しておらず、執行方法がわからなかった。

「やり方がわからなかったという言い訳が市民に通用するのか。」

「自分の都合で、多くの命が犠牲になるかもしれない。」

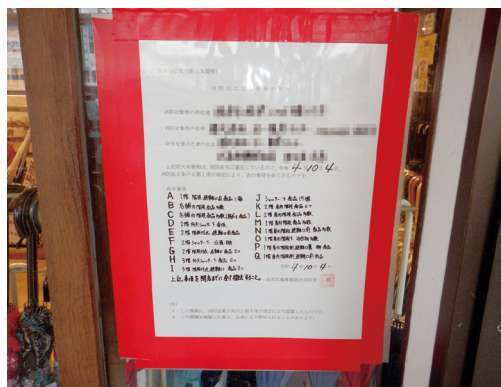
自問自答を繰り返した。

○決意

「係長。やります、5条の3」

管轄署から情報提供を受けた後、経験者からレクチャーを受け、膝を震わせながら、なんとか命令を執行し、是正させることができた。

物品存置は合計17か所に及んだ。実況見分に



消防法第5条の3命令執行時の標識

要した時間は2時間である。

台帳を開けば、最初に行われた昭和47年の立入検査から今まで35回の立入検査が行われ、そのうち18回の検査で避難障害の物品存置に対する指導が行われていた。とても悪質性が高い。今回は無通告で立入検査を行い、命令を執行した。このたった1回の命令で50年にも及ぶ繰り返し違反が解消された。

立入検査は人命救助の最前線であること、その場で危険を排除させることの重要性を肌で感じた。

当該事案を皮切りに、「積極的違反処理」へと意識が変わっていった。

【転機2】違反是正の推進に係る実務研修

積極的な違反処理を行う強い気持ちはあったものの、質問調書作成等の技術が備わっていなかった。そんな時、「令和4年度違反是正の推進に係る実務研修(区分A)」の受講が決定し、私は、川崎市消防局で行われる実務研修を受講させていただくこととなった。

質問調書を様々なパターンで実践的に作成し、実況見分や消防法第5条の3命令執行要領についても学ぶことができた。

川崎市消防局予防部査察課の皆様には本当に感謝している。

福祉施設の早期是正事例の紹介

実務研修後に行った有料老人ホームの開設に



施設内観

に伴い消防法令違反を覚知し、是正した事例を紹介する。

○防火対象物概要

用途：(6)項口(1)有料老人ホーム

構造等：鉄骨造一部木造平屋建て

延べ面積：390.61㎡

収容人員：従業員4人・入居者定員14人(うち、要介護区分3以上の入居者が10人)

開口部：普通階

○関係者

所有者：A株式会社(代表取締役B氏)

占有者：C株式会社(代表取締役D氏)

○消防法令違反事項

防火管理者未選任

消防計画書未提出

スプリンクラー設備未設置

自動火災報知設備未設置

消防機関へ通報する火災報知設備未設置

誘導灯一部未設置

○令和5年5月6日 情報指令課との連携

令和5年5月6日、当該施設において救急事案が発生し、遊技場から福祉施設に用途変更されていることを情報指令課員が覚知し、複数の重大な消防法令違反がある可能性が高いと管轄署及び予防課に情報提供が行われた。情報提供したのは、情報指令課員として通報に耳を傾けていた前任者である。

○管轄署との連携

管轄署と早期に立入検査を行う方向で調整

し、関係者と連絡をとり、5月26日に立入検査を行うことを決定した。

○情報収集の開始

立入検査まで、情報収集に徹した。

当該施設のホームページに、食事提供や、入浴等の介護を行っている旨の記載があった。

福祉部局に聴取すると、老人福祉法第29条に該当する有料老人ホームとして届出書が提出されているものの、提出書類の一部が不足(事前協議中)しているとのこと。

建築部局に聴取すると、用途変更の確認申請が必要であるが、提出されておらず、相談にも来ていないとのこと。併せて登記簿を取得し、所有者を確定させた。

立入検査まで日が空いてしまったことは反省点であるが、一早く改修させることを考え、公表制度の手続き、違反処理への移行等のイメージを膨らませ、準備は整った。

○令和5年5月26日 立入検査

関係者から入居者リストを受領し、定員14名のうち、要介護区分3以上の入居者が10名いることがわかり、入居施設であること、食事提供や排せつ及び入浴の介護を行っていること、定員数等について聴取し質問調書を作成した。併せて、寝室及び介護器具等を確認し、用途、営業形態、サービス内容及び避難困難性等を総合的に鑑みて、用途を(6)項口(1)と確定させた。

そして、スプリンクラー設備及び消防機関へ通報する火災報知設備は設置されていないこと、誘導灯が一部設置されていないこと等を確認した。

ここまではイメージどおりであった。しかし、自動火災報知設備の受信機が見当たらないのである。元々遊技場であることから当然に設置されていると思っていた。関係者に聴取すると、「ここにありますよ」と、机の上に置かれており、私は驚愕した。

相手方に違反内容を伝えると、「なんでうちだけこんなこと言われなさいといけないのか。同じような施設はたくさんある」と福祉施設の関係者として考えられないような発言があった。



取り外された自動火災報知設備の受信機

立入検査後、福祉部局及び建築部局へ情報提供し、次回合同立入検査の実施を依頼した。

○決意

消防法令違反についてどのような措置をとるべきか、違反是正支援センターに相談後、課内協議し、用途、危険性等を総合的に鑑みて、立入検査結果通知書、警告書及び公表該当通知書を交付することを決定した。当本部で、警告書の即時交付は初めてである。

○令和5年6月20日午前 交付

所有者及び占有者に対し、文書を交付した。(公表予定日：令和5年7月4日、命令予定日：令和5年11月20日)

消防法第8条及び消防法第17条関係違反を全て警告書に盛り込んだ。併せて、違反事項の詳細と改修案をわかりやすく記載した文書を手交した。早期是正に繋げるためである。また、「違反処理進行フローチャート表」も手交した。これは改修期日と命令予定日、公示、使用停止命令、告発及び罰則等が一目でわかる資料であり、これもまた早期是正を促すことができる。

また、所有者及び占有者に対し、質問調書をとることで、情報の取得と同時に、プレッシャーがかかっており、結果として早期是正に繋がった。まともには作成することができなかった質問調書も、実務研修の経験を活かして聴取・作成し、格段に成長したと実感した。

この日、福祉部局も同行し、不足している届出書を早急に提出するよう指導が行われた。

○全署全課に情報提供

複数の重大な消防法令違反があり、活動上危険を有するため、全署全課へ情報提供を行い、当本部の警防規程に基づき、管轄署により警防計画が作成された。

○関係機関との連携強化

関係機関へ「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)及びガイドラインに基づき策定された、「静岡県福祉施設、宿泊施設、飲食店等の防火安全対策に関する申し合わせ事項」を持参し打ち合わせを行い併せて、命令予定日等を記載した情報提供書を交付した。

○是正までの経過

以下のとおり、用途変更と設備設置により、令和5年7月4日に違反が改修された。

指導履歴(時系列)

R5.5.26	立入検査 違反の覚知
R5.6.20 AM	査察結果通知書、警告書、公表該当通知書交付
R5.6.20 PM	自動火災報知設備の着工届出書受理
R5.7.3	要介護区分3以上の入居者4人を、市外の施設へ引越させたと報告を受け、再度入居者リストを受領。引越し先の施設に確認を行い、用途が(6)項ハ(1)へと変更になった。また自動火災報知設備の設置届出書を受理した。
R5.7.4	検査済み証が交付され是正となる。(消防法8条関係届出書もすでに提出されている。)

○良かった点

- 組織連携の重要性を再確認できたこと。
- 公表制度及び違反処理により比較的早く是正できたこと。

○反省点

- 福祉部局に提出された届出書について、照会をかけるべきであった。
- 最初の立入検査時に、所有者及び関係部局に立会いを依頼すべきであった。
- 早い段階から、賃貸借契約書を確認すべきであった。

❌ 違反是正

○課題

関係部局は、人事異動に伴い、ガイドラインの存在を知らない職員が多かったため、定期的に連絡会を開催し、連携を強化していく必要がある。

継承者たちの再起

令和5年上半期で警告書6件及び命令書1件を交付する等、積極的違反処理を実行し、21件あった5種対象物が、半年で10件と、半数以下になった。要因としては、やはり粛々と違反処理に移行したことである。

違反処理をせず改修された対象物については、「違反処理進行フローチャート表」の手交と、質問調書の作成などを行い、是正促進されたことによるものである。

○意識改革

相手方の「すぐやりますから」を鵜呑みにすると結局改修が長引くことになるため、危険な状態が継続する。

「積極的違反処理で、一早く建物を安全にする。」

当たり前のことであるが、担当間で再確認し、チームとしての方向性が明確となった。

○一早く建物を安全にするために…

重大違反対象物の一覧を予防課の事務所内に掲示し、「見える化」を図り、いつでも誰でも状況把握ができるようにした。また、簡易的な対象物ごとのカルテを作成し、いつ電話して、何を話したか等、事細かに状況や情報をその都度メモし管理した。

さらに、「違反処理進行フローチャート表」を必ず相手に手交し、違反処理の移行を「事前宣告」することで違反処理に移行しやすくしている。当該フローチャート表は、各署で警告書を交付する際に同時に手交するよう依頼している。

○聞く

令和5年上半期で7回、違反是正推進に係る弁護士事業を活用した。これにより悩む時間をなくすことで、迷いがなくなり対応がスムーズになるため、結果として早期是正に繋がる。

○各署の意識向上

当本部では、国が指定する重大違反に加えて、屋外消火栓設備未設置・避難器具未設置・防火管理者未選任の違反も重大違反として扱い、積極的な立入検査を行っている。

各署で、勧告書の交付までを行っているが、そこに至るまで、積極的な追跡立入検査が行われ、今年度、違反処理前に、各署の是正件数が増えてきたと実感している。査察員の意識の高さと、積極的な追跡立入検査及び各署の徹底的な進捗管理が是正率を上げている。

当直で災害対応やその他業務と並行して立入検査を行っているため頭があがらない。とても感謝している。

継承者たちの決意

目標は、重大違反対象物数ゼロであり、そのために「積極的違反処理」を行っていく。違反処理が当たり前の環境を前任者たちが構築したものの、さらに根付かせる必要があると感じる。人事異動に伴う違反処理体制の後退も多少は防げるはずである。そしてこれが継承者たちの責務である。

私たちは再起した。しかし、ここからが勝負である。

立ち止まらずに突き進む。

目標を見失わずに、全ては、一早く建物を安全にし、最前線の人命救助を行うために。



焼津港と富士山(写真提供:焼津市観光協会)